

新たな森林の有効活用に向けた課題と解決策の提示

3 すべての人に
健康と福祉を



15 陸の豊かさも
守ろう



林業経営・政策研究領域 平野 悠一郎

近年、世界各地の森林は、林産物獲得や生態系保全のみならず、人々が楽しみ健康を維持する場として利用されています。しかし、新興のマウンテンバイクやトレイルランニングは、ウォーキング等の従来の利用者から危険視され、森林・山道の所有・管理者からは事故や土地劣化を懸念されてきました。日本のマウンテンバイカーやトレイルランナーの有志は、森林・山道の整備や経済効果を伴うイベント等、所有・管理者を含む地域のメリットとなる活動を行い、この対立解消を進めています。一方、欧米では、法令や契約等で各利用の持続性や権利・義務を担保し、利用者間の対立や事故・土地劣化に伴う森林経営側のリスクを軽減することに成功しています。

成果

新たな要求を含めた森林利用の多様化は対立を伴う

近年の日本では、マウンテンバイクやトレイルランニング等、リフレッシュや健康維持等を目的としたスポーツの場として、森林や林内に続く山道を利用したいと思う人々が増加してきました。しかし、これらの新興利用は、すぐに厳しい対立に直面しました。先行ユーザーである登山者ほか林内歩行者は、桁違いのスピードで走るマウンテンバイカーやトレイルランナーを「危ない」と問題視し、林地・道の所有者や管理者は、現実に事故が起きた場合、訴訟等を通じて自らの安全管理責任が問われるのではないかと懸念します。山村等の付近に暮らす人々も、これらの利用が増えることで、自らの生活に踏み込まれる抵抗感を少なからず感じ、自然保護を重視する人々にとっては、動植物の生息環境への影響等が心配になります(図1)。

利用者側の地域貢献は日本での対立解消の即効薬かつ必要条件

こうした対立に直面したマウンテンバイカーやトレイルランナーは、気持ちよく利用できる場所を確保するために、「相手側の役に立つ」活動を各地で展開するようになりました。すなわち、魅力的な森林・山道を抱えつつも、過疎・高齢化に悩む山村等において、森林・山道の持続的な整備を自主的に行い、地域に経済効果をもたらすイベント(大会・ツアー等)を開催し、或いは清掃・祭礼・農作業・集落運営等に積極的に携わることで、地域活性化に貢献していくというものでした(図2)。その結果、彼らは地域の関係主体からの好印象や信頼を得て、安全面・環境面に配慮したルールを守りながら、当地での利用を楽しむことができるようになっていきます。

森林経営側の各種リスク軽減のための制度構築という長期的な課題

しかし、これらの利用者側の貢献の成果を、長く保障するための制度が日本には存在していません。その結果、所有・管理者を含めた森林経営側は、事故等に伴う安全管理責任を問われるリスクが軽減されないという問題が生じています。このために、利用者側が整備に貢献したいと思っても、森林・山道への立ち入り自体に難色を示されることもあります。

この点、アメリカ、イギリス、ニュージーランド等では、関連の法律や権利関係を通じて、利用者への許可の仕組みや利用の権利・義務を明確化し、また利用者代表組織を通じた整備技術の普及、及び保険・事故補償制度の整備等を進めることで、持続的な利用の担保と、森林経営側の安全管理責任の明示・軽減が図られています(図3)。日本でも、将来に渡って効果的な利用を維持していくためには、こうした制度構築が求められるでしょう。

研究資金と課題

本研究は、JSPS科研費(JP15K21615)「新たな林地利用を踏まえた森林の多面的経営の成立条件の解明」、JSPS科研費(JP16K15081)「超高齢・都市社会に対応した新たな都市近郊林管理の方法論(SURF)の開発」による成果です。

文献

平野悠一郎(2018) 日本におけるトレイルランニングの林地利用の現状と動向:コンフリクトの表面化とランナーの対応. 日本森林学会誌, 100(2), 55-64
平野悠一郎(2018) イギリスの野外トレイルにおける多様な利用の調整:湖水地方を事例として. 林業経済, 71(9), 1-18

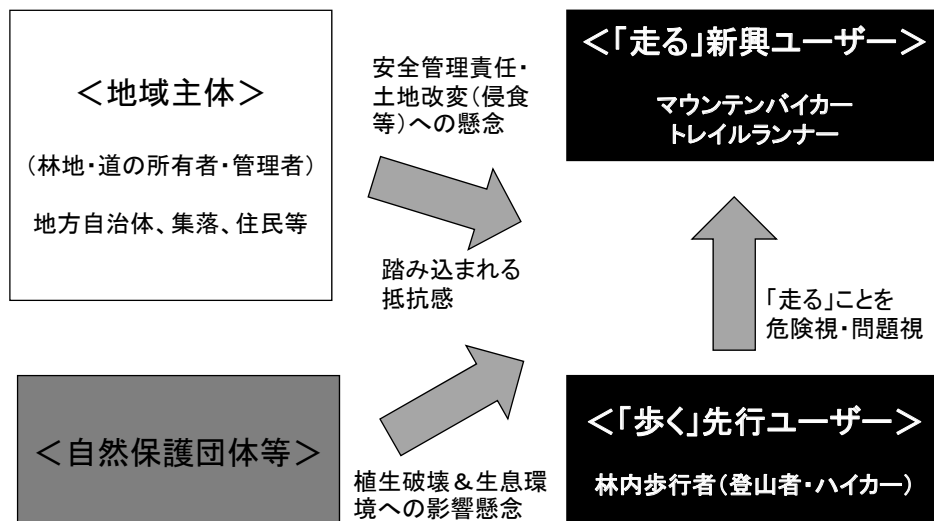


図1. 新たな要求に伴う森林・山道利用をめぐる対立の構図

(平野悠一郎(2016)「都市近郊林における通行の利用の実態と課題:価値の多様化とコンフリクトの発生」『環境情報科学』45(2):19-24、図1(P.22:筆者作成)を一部改変)



図2. 地域活性化に貢献するマウンテンバイカーやトレイルランナー

	利用許可の明確性	利用者の権利保障	安全管理責任の明示化	代表組織の成熟度	持続的な整備技術	地域への貢献活動	行政の積極性
アメリカ	◎	○	○	◎	◎	△	△
	基本的に所有者に付随	利用契約・保全地役権	州法・利用契約に基づく	全国(IMBA)・地域組織	トレイルビルダー業界の存在	持続的なトレイル整備に参画	一部の過疎地域でのバイクパーク
イギリス	◎	◎	◎	◎	△	×	○
	野外アクセスを許容する法的権利	野外アクセスを許容する法的権利	野外アクセスを許容する法的権利に基づく	全国・地域組織	余り見られない	確認できず	自転車奨励、観光・レク誘致
ニュージーランド	◎	△	◎	○	◎	△	◎
	基本的に所有者に付随	利用契約等	法律・利用契約・事故補償(ACC)	地域組織	トレイルビルダー業界の存在	余り見られない	観光・レク誘致
日本	×	×	×	△	△	◎	×
	多様かつ複雑	権利保障が曖昧	安全管理責任の不透明	限定的な地域組織	限定的な地域組織を通じて	限定的な地域組織が多く実施	野外活動自体の誘致に消極的

図3. スポーツ・レジャーによる森林の有効活用を促す上での日本と諸外国の違い